

## 1月24日～30日は学校給食週間

期間中は、市内の小中学校で郷土料理や世界の料理など、特に工夫を凝らした給食を提供します。また、市教育委員会では、次のような取り組みを行っています。

### 地場産食材を使用

子どもたちに安全で安心な食材を食べてもらうため、地産地消の取り組みを行っています。米は100%津山産、牛乳は100%岡山県産など、地場産物や旬の食材を積極的に活用するよう努めています。平成22年度の地場産食材（岡山県産）の使用率は、年間を通じて31.2%、そのうち津山産は11%でした。

### 栄養バランスの良い献立作り

栄養バランスや子どもたちの好みを考えて献立を作成し、おいしい給食の提供に心掛けています。

### 残食が多いことが心配

昨年10月に市内全小中学校の残食調査を実施した結果、小学校では5.1%、中学校では14.4%でした。中学生は、小学生と比べて残食が多い傾向があります。多く残っているのは子どもたちの苦手な野菜料理です。

学校給食は、子どもたちの体の成長を考えて、必要なエネルギーや栄養素を摂取できるよう作っています。偏った食生活を送っていると、今後の心と体の成長が心配です。好き嫌いをしないで何でも食べましょう。

### 学校給食を活用した食育指導

学校給食は、「主食・主菜・副菜」がきちんとそろった食事です。給食を活用して、栄養教諭などが授業の中で、食育指導を行っています。



津山市食育推進  
キャラクター  
「しよくだん」



問い合わせ先 保健給食課 ☎32-2117

## 教育委員長と 職務代理者が決まりました

教育委員会

吉井常浩教育委員長の任期満了に伴い、11月22日に開催された教育委員会で、新たに、岸本伍郎さんが教育委員長に選任され、居原田洋子さんが委員長職務代理者に指定されました。



岸本伍郎さん



居原田洋子さん

任期 平成23年12月27日～平成24年12月26日

問い合わせ先 教育総務課 ☎32-2112

平成24年4月1日から

## 公民館の使用が有料になります

中央公民館の使用料が変更になり、地区公民館の使用は有料になります。ご理解ご協力をお願いします。

### 次の団体は、使用料が免除になります

- ・地域の市民団体（子ども会、スポーツ少年団、婦人会、老人クラブ、町内会、愛育委員連合会、民生児童委員、青少年健全育成団体、放課後児童クラブなど）
- ・自主サークル（会員の8割以上が市民で構成され、社会教育活動または生涯学習活動をする自主グループ）

※詳しくは、お問い合わせください

問い合わせ先 中央公民館 ☎24-5111

久米地域に土地を所有する皆さんへ

## 固定資産税の課税地積が変更になります

久米地域では、市町村合併後も地籍調査を行っていたため、調査後に登記地積（登記簿に記載されている土地の面積）が増加しても、調査前の登記地積を用いて固定資産税を課税してきました。

全ての地区の地籍調査が完了し、平成23年12月31日までに地積が登記簿に登記されたことに伴い、平成24年度からは登記地積による課税を行うことになります。

久米地域に土地を所有している方は、ご理解をお願いします。



### Q 地籍調査とはどのようなものですか？

A 国土調査法に基づいて実施する調査の一つです。一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目を調査するとともに、境界と地積の再測量を行い、その結果から地籍図や地籍簿を作製します。

### Q 全ての地区の地籍調査が完了するまで、調査前の地積で課税していたのはなぜですか？

A 固定資産税は、登記地積を用いて課税することが原則です。しかし、地籍調査は何年もかけて行われることから、年度ごとに課税地積を変更すると公平性が失われてしまいます。そこで、地方税法の規定によって総務大臣が定める「固定資産評価基準」により、市町村の一部地域のみ調査が完了している時点での課税については特例が設けられています。

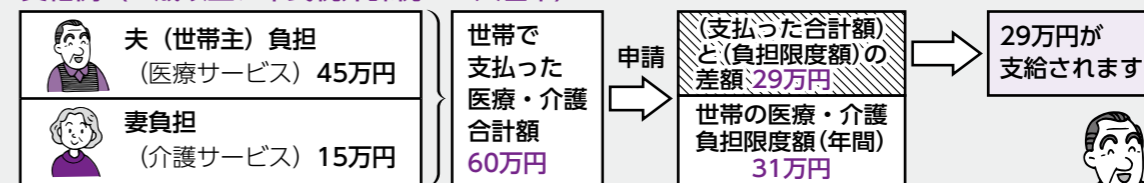
久米地域ではこの特例を適用し、平成23年度までは、調査で地積が減少した土地は調査後の地積を、増加した土地は全ての地域の調査が完了するまで調査前の地積を用いて課税を行っていました。

問い合わせ先 課税課（市役所2階4番窓口）☎32-2016

## 受付が始まります 高額医療・高額介護合算制度

高額医療・高額介護合算制度は、1年間（今回の対象期間：平成22年8月1日～平成23年7月31日）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。

支給例（75歳以上、市民税非課税の2人世帯）



条件 同一世帯で同じ医療保険に加入していること  
手続きについて

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入の人	その他の医療保険にご加入の人
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険年金課または岡山県後期高齢者医療広域連合から、1月中に、該当者に対し申請についての通知文書を送付します</li> <li>・申請の受け付けは、保険年金課または各支所市民生活課で行います</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当者は、申請時に介護保険の自己負担額証明書（高齢介護課で発行。受け付けは各支所市民生活課でも可）が必要となります</li> <li>・詳しくは、加入している医療保険にお問い合わせください</li> </ul>

※平成23年7月31日現在で加入している医療保険に対して申請します

※対象期間中に医療保険の種類に変更があった世帯員がいる場合は、変更前の医療保険が発行する自己負担額証明書が必要です

問い合わせ先 国民健康保険 = 保険年金課（市役所1階7番窓口）☎32-2071、後期高齢者医療制度 = 保険年金課☎32-2073、介護保険 = 高齢介護課（市役所1階9番窓口）☎32-2070